

自動車リサイクル法の概要と施行状況について

平成18年10月
経済産業省
製造産業局自動車課

1. 自動車リサイクル法の概要

(1) 背景

- 従来から自動車解体業者等が中古部品や金属スクラップ等をリサイクル
<しかし>
- 産業廃棄物の最終処分場の逼迫により、シュレッダーダストの処分費が高騰
- 不安定な鉄スクラップの価格によって解体・処理事業が脆弱化

↓

- これまでのシステムが十分機能しなくなり、不法投棄の増加等の懸念
<さらに>
- 処理に専門技術が必要なエアバッグ類を装着した自動車も増加

↓

こうしたことを踏まえ、経済産業省と環境省は、自動車リサイクル法を平成14年7月に制定して、平成17年1月1日から施行。併せて、道路運送車両法が改正され、解体、輸出に係る抹消登録制度が整備された。また、使用済自動車が適正処理された場合に限っての自動車重量税還付制度を創設。

(2) 法目的

自動車に係わる全ての関係者が協力して廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会システムを構築すること

- シュレッダーダスト(ASR)、エアバッグ類、カーエアコン用フロン類の3品目の引取・リサイクル・適正処理を自動車メーカーに義務付け
- 自動車所有者にはリサイクル料金の預託、引き渡し義務
- 新車・中古車販売業者、整備事業者、解体業者、破碎業者等にも役割・義務

2. 自動車リサイクルシステムの概要

(1) リサイクル料金の預託

自動車所有者は新車購入時・車検時・廃車時に、ディーラーや整備業者等を通じて、リサイクル料金を資金管理人たる(財)自動車リサイクルセンター(JAR C)に預託を行う。

(2) 使用済み自動車の処理・再資源化(別紙参照)

【最終自動車所有者】 自動車が使用済みとなった時には、使用済み自動車を引取義務者として登録されている引取業者に引き渡す

[引取業者(登録制)]	リサイクル料金の預託を確認した上で、使用済み自動車を引き取り、フロン類回収業者・解体事業者に引き渡す
[フロン類回収業者(登録制)]	フロン類を回収し、自動車メーカーに引き渡すとともに、使用済み自動車を解体業者に引き渡す
[解体業者(許可制)]	エアバッグ類を回収して自動車メーカーに引き渡し、使用済み自動車を解体して部品を回収して破砕業者に引き渡す
[破砕業者(許可制)]	解体自動車(廃車ガラ)を破砕して有用金属を回収し、残渣のシュレツダーダスト(ASR)を自動車メーカーに引き渡す

(3)リサイクル料金の払い渡し

○自動車メーカーは、フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストを引き取り、再資源化・適正処理
○同時に、JARCにリサイクル料金の払い渡しを請求し、そのうち、フロン類回収業者(フロン類)、解体業者(エアバッグ類)に回収料金を支払い

(4)電子マニフェスト等の電子情報システム構築

○リサイクル料金の預託・保管・払い渡し(資金管理)は全て電算処理
○情報管理も、関係事業者は使用済み自動車の引取報告に始まり、指定3品目の引取・引渡の状況等の工程をインターネット経由で報告を行い、情報管理センターたるJARCが一元的に管理(電子マニフェスト制度)

3. 自動車メーカー等による再資源化の実施状況

(1)リサイクル料金の設定

リサイクル料金は、シュレツダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金から構成され、自動車メーカー等が車種毎にASRの発生量、エアバッグの個数、処理の難易度を踏まえてコストを踏まえて、具体的な料金を設定している。(表1)

表1 リサイクル料金の水準

自動車の種類	リサイクル料金の合計額の水準
軽・小型乗用車(AB類4個、エアコン有)	7千円～1万6千円程度
普通乗用車(AB類4個、エアコン有)	1万円～1万8千円程度
中・大型トラック(AB類2個、エアコン有)	1万円～1万6千円程度
大型バス(AB類2個、エアコン有)	4万円～6万5千円程度

(2)指定3品目の処理体制

(シュレツダーダスト(ASR))

規模の利益によるコスト削減、破砕フローの体系化による円滑な実施の観点から、自動車メーカーを2チームに集約・競争

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> －日産、三菱、マツダを中心とするグループ(ARTチーム) －トヨタ、ホンダを中心とするグループ(THチーム) |
|---|

〔解体自動車全部利用〕

- ①使用済自動車を破砕せずに解体自動車(廃車ガラ)をプレスし、そのまま電炉等に鉄鋼原料として投入する場合(自動車メーカーが解体業者、破砕業者、電炉業者とコンソーシアム化も可)
 ②廃車ガラをスクラップ源として輸出する業者に引き渡す場合。

(フロン類・エアバッグ類)

有限責任中間法人自動車再資源化協力機構が自動車メーカー等から委託を受け、一元的にフロン類、エアバッグ類を処理

(3)リサイクル率の達成状況

ASRとエアバッグ類については、再資源化の数値目標が予め設定されている。平成17年度の実績は、全体として目標を達成。(表2)

表2 リサイクル率の目標値と達成状況

目標値(%)	16年度	17年度	目標値
ASR	49~69.1	48.0~70.0	(平成27年) 70 (平成22年) 50 (平成17年) 30
エアバッグ類	91.6~100	93.0~94.7	85

4. 関連事業者の状況

自動車リサイクル法では、使用済み自動車を引き取る業者(引取業者)、フロン類回収業者は自治体の登録を、解体業者・破砕業者については自治体の許可を受けることが必要となった。

平成18年3月末現在、全国で約12万の事業者が登録・許可を受けて、自動車リサイクルシステムに参加して業務を遂行している。(表3)

表3 関係事業者の許可登録状況

関連事業者	事業者数	
	平成17年9月末	平成18年3月末
引取業者(登録)	84,726	88,251
フロン類回収業者(登録)	22,457	23,450
解体業者(許可)	5,843	6,279
破砕業者(許可) (プレス、せん断のみ) (シュレッダー)	1,152 (1,033) (119)	1,239 (1,115) (124)
計	114,178	119,219

5. リサイクル料金等の運営状況

(1)リサイクル料金の預託の方法と状況

リサイクル料金は原則として新車購入時に(財)自動車リサイクル促進センターに預託するという前払い方式。他方、既販車(中古車)については、車検時に預託することとし、さらに、廃車となるものにはその時点で預託(表4)

表4 リサイクル料金の預託方法

①新車(制度施行後に販売)
新車購入時に新車ディーラーを通じて支払い。
②既販車(制度施行前に販売)
<ul style="list-style-type: none"> ・車検時に運輸支局等に設置された専用端末機に車台番号等を入力することで、リサイクル料金の請求書が印刷され、これを近傍の窓口に提示し、リサイクル料金の支払いを行う方式が基本。 ・一方、大口整備事業者は、手元のパソコンを利用し、リサイクル料金の支払い業務を行うことも可能(金融機関口座引き落とし等により支払)。 ・リサイクル料金の支払いを確認した上で、運輸支局等が車検証の交付を行うこととなっており、リサイクル料金が支払われていない場合は車検が通らない仕組み。
③制度施行後車検を受けずに廃車になるもの
廃車として引き取られる段階で引取業者(新車・中古車ディーラー、整備事業者等)を通じて支払い。

これまで、リサイクル料金は大きな混乱なく順調に預託されており、平成18年9月末までに、累計で約6561万台、6297億円の預託がなされている。(表5)

表5 リサイクル料金預託実績(法施行後平成18年9月末までの累計)

預託時別	預託台数(台)	預託金額(億円)
新車登録時	10, 285, 098	1, 127
車検時	51, 097, 433	4, 841
引取時等	4, 234, 685	329
合計	65, 617, 216	6, 297

(2)リサイクル料金の資金管理体制

- 預託されたリサイクル料金は、資金管理法である(財)自動車リサイクル促進センター(JARC)が管理。監査法人による外部監査を実施、事業報告・決算報告、財務状況を公表。
- 資金管理の方針は、資金管理法の適正な運営を確保するため、有識者・消費者代表から構成される「資金管理業務諮問委員会」において運営の方針を決定。

預託金の運用については、元本確保を前提とし、国債等で運用し、メーカー等への預託金の払い渡し時に利息を付すことになっている。

(3)資金管理料金・情報運営料金

(財)自動車リサイクル促進センターが預託されたリサイクル料金を管理し、自動車メーカーの求めに応じて預託金の払い渡し業務に係る費用について資金管理料金を設定。

また、使用済み自動車の引き取り、解体、3品目の回収という全工程を電子マニフェストとして情報管理に要する費用として情報管理料金を設定。

これらは、リサイクル料金預託時に併せて自動車所有者から徴収。(表6)

表6 資金管理料金・情報管理料金

○資金管理料金		
新車購入時の場合	380円、車検時・廃車時の場合	480円
○情報管理料金(一律) 230円		

6. 電子マニフェストシステムの稼働状況

新車販売、中古車販売、自動車整備、解体処理など約12万もの関連事業者が、自らが扱った使用済み自動車の引取・引渡についてインターネットを経由して、自動車リサイクルシステム(電子マニフェスト)に接続して、移動報告を実施。

法施行後、平成17年度末までの累計で合計約3200万件の引取・引渡の報告を電子データで受領しているが、特に大きなトラブルもなく安定的に稼働(表7)。

表7 平成17年度の電子マニフェストの稼働状況(平成18年3月末までの累計)

工程別件数	引取報告(件)	引渡報告(件)
引取工程	3,048,359(3,519,596)	3,057,222(3,506,532)
フロン類回収工程	2,419,473(2,802,816)	2,416,276(2,776,478)
解体工程※	3,167,138(3,592,778)	3,128,945(3,503,924)
破碎工程※	4,823,812(5,366,537)	4,777,585(5,232,491)
品目別件数	引取報告(件)	
フロン類	2,115,116(2,281,103)	
エアバッグ類	462,118 (498,772)	
ASR	3,221,830(3,221,830)	
合計処理件数	32,840,695件	

※ 引取報告件数(使用済み自動車の発生件数)を超えるのは、同一工程内移動に係る報告があるため

7. 離島対策・不法投棄対策

ASRを発生させないような方法で(例、廃車ガラの直接電炉への投入)解体自動車を利用された場合等によって、不要となったリサイクル料金預託金を原資とし

て、法98条に基づき、離島からの使用済自動車の運搬及び不法投棄自動車の処理について、自治体への支援(費用の8割補助)を平成17年10月から開始。

○(財)自動車リサイクルセンター(JARC)は、これまでに離島の保有台数構成比で9割を超える70市町村で事業を実施。18年度中には全ての離島を事業の対象とする予定(119市町村、保有台数比99.7%)。

8. 不法投棄・不適正保管の状況

全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不適正保管の車両は施行前の22万台(平成16年9月)から、6万台(平成18年3月)にまで減少している。これは、①リサイクル法の施行に伴う行政処分・指導の実施とともに、②スクラップ市況の高騰を背景にしたものと考えられる。(表8)

表8 不法投棄・不適正保管車両の状況

	全国(台数)			うち離島分(台数)		
	合計	不適正保管	不法投棄等	合計	不適正保管	不法投棄等
H16.9	218,159	195,860	22,499	16,707	13,503	3,204
H17.3	140,436	122,599	17,837	14,013	9,640	4,371
H17.9	76,954	62,468	14,486	7,733	3,781	3,952
H18.3	57,080	44,203	12,877	6,138	2,670	3,468
増減率	-73.8%	-77.4%	-42.8%	-63.3%	-80.2%	+8.2%

9. 制度の普及・広報

(1)関係事業者向け

○施行前、計3回にわたり、それぞれ全都道府県(約50カ所)において、全業種の関係事業者向け全国説明会を実施。

○これに加え、下記のとおり各業種別の説明会も適宜開催し、きめ細かく説明。延べ5万人以上が参加。また、各事業者団体内部でも、会員向けの説明会を精力的に開催。

説明会	時期	開催場所数	対象事業者数/参加者数
シュレッダー事業者及びプレス・せん断処理業者向け	H16年2~3月	全国8カ所	約1,400社/約1,900名
リサイクル料金徴収事業者(整備事業者)向け	H16年2~3月	全国54カ所	約17,000社/約20,000名
並行輸入業者向け	H16年9月	全国3カ所	約250社/約300名
整備関係指導員向け	H16年9~11月	全国17カ所	整備振興会・自販連事務局

			／約 1,000 名
車検場団体向け	H16 年 10 月	全国 10 力所	約 450 団体／約 500 名
中古車ディーラー等向け (第一回)	H16 年 10～11 月	全国 50 力所	案内送付先約 60,000 社／ 約 11,000 名
解体業者向け	H16 年 11～12 月	全国 14 力所	約 5000 社／約 7,500 名
中古車輸出業者向け	H16 年 11～12 月	全国 5 力所	約 800 社／約 1,400 名
中古車ディーラー等向け (第二回)	昨年 1～2 月	全国 50 力所	案内送付先約 60,000 社／ 約 8,000 名

- 施行後も、引き続き、各業種別に説明会を各地で実施(解体業者向け約 20 回、引取業者向け約 20 回)。
- また、(財)自動車リサイクル促進センターにコールセンターを設置し、関係事業者からの質問等に電話対応できるよう措置(一般ユーザーからの問い合わせにも対応)。

(2)一般ユーザー向け

- 自動車リサイクル法の円滑な立ち上げのためには、一般ユーザーの理解度向上が極めて重要との認識に基づき、施行前後を中心としてテレビ・ラジオCM、新聞・雑誌広告、リーフレットの配布等を実施。結果として、自動車リサイクル法の認知度は90%を超える状況となっている。
- 今年度も引き続き、一般ユーザーの理解促進を図るため、各種媒体を効果的に活用し、理解普及活動を行っているところ。

媒体	内容
テレビCM	・昨年9月上旬に集中的に実施 ・概ね5～10本／1日程度放映
ラジオCM	・昨年7月から3月まで放送 ・長時間CMや時報を利用した定期的な放映
新聞広告	・昨年9月下旬に5段広告を掲載
雑誌広告	・幅広いジャンルの雑誌への広告掲載を実施
リーフレット	・昨年9月より約1,000万枚配布
ポスター	・昨年9月より約15万部配布
その他	・東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出展

10. 法施行の強化

事業者間の適切な競争を確保し、違法行為や不適正行為を生じさせないように、国、自治体、関係団体において、法の遵守徹底に向けた取組を実施(表10)。

表10 法施行の強化のために講じた主な取組

<p>1. 引取業者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用済み自動車と中古車の区別の明確化(H17) ○オートオークション会場における法令遵守の徹底化(H17) ○インターネット等における不適正広告の可能性のある事業者に対する調査・指導(H18)
<p>2. 解体業者・破砕業者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル料金の転嫁の禁止(H16) ○法施行前に引き取られた使用済自動車の取扱い(H17) ○移動報告実績のない解体業者の調査・指導(H18)

また、特に自治体においては、定期的な立入検査の実施などによって、違法行為や不適正行為等に対して指導・勧告を行っている。なお、これまでに全国で10件ほど許可の取消や告発等にまで至っている。

表11 自動車関係の許可取消し・告発等の事案

自治体	処分等の日	処分等の内容	理由
沖縄県	2005年1月17日	告発	無許可破砕による自動車リサイクル法違反
長野県	4月8日	書類送検	使用済自動車の不法投棄による廃棄物処理法違反
新潟県	8月8日	引取業、フロン回収業の登録取消し及び解体業、破砕業の許可取消し	自動車由来の廃棄物の不法焼却により廃棄物処理法違反で欠格要件に抵触
北海道	8月30日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
富山市	10月21日	引取業、フロン回収業の登録取消し	無許可解体による自動車リサイクル法違反
浜松市	10月26日	告発	無許可解体による自動車リサイクル法違反
岩手県	11月7日	逮捕	自動車由来の廃棄物の不法投棄による廃棄物処理法違反
静岡県	2006年1月31日	逮捕	無許可解体の幫助
徳島県	3月27日	逮捕	無許可解体による自動車リサイクル法違反及び廃棄物処理法違反
宮城県	3月2日	告発	無登録引取、無許可解体による自動車リサイクル法違反

11. 法の安定施行に向けた今後の取組み

自動車リサイクル法を安定的に施行して施策効果を高めるためには、違法業者対策を強化するとともに、ユーザーに対する理解促進活動が重要。今年度においては、以下の取組を行う予定。

①車両法の一時的抹消登録制度に係る実態把握

保有されている自動車の正確な状況の把握、適正なリサイクルの実施のため、国土交通省とも連携して一時的抹消登録中の自動車の現在状況調査、使用済自動車の引取状況に関する調査を予定。

②フロン、エアバッグ処理の監視強化

自動車リサイクル法において違法行為や不適正行為の是正に向け監視・指導を徹底し、フロン類やエアバッグ類の不正処理防止のための装備情報に関する調査等、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査を予定。

③電子マニフェストの利便性向上

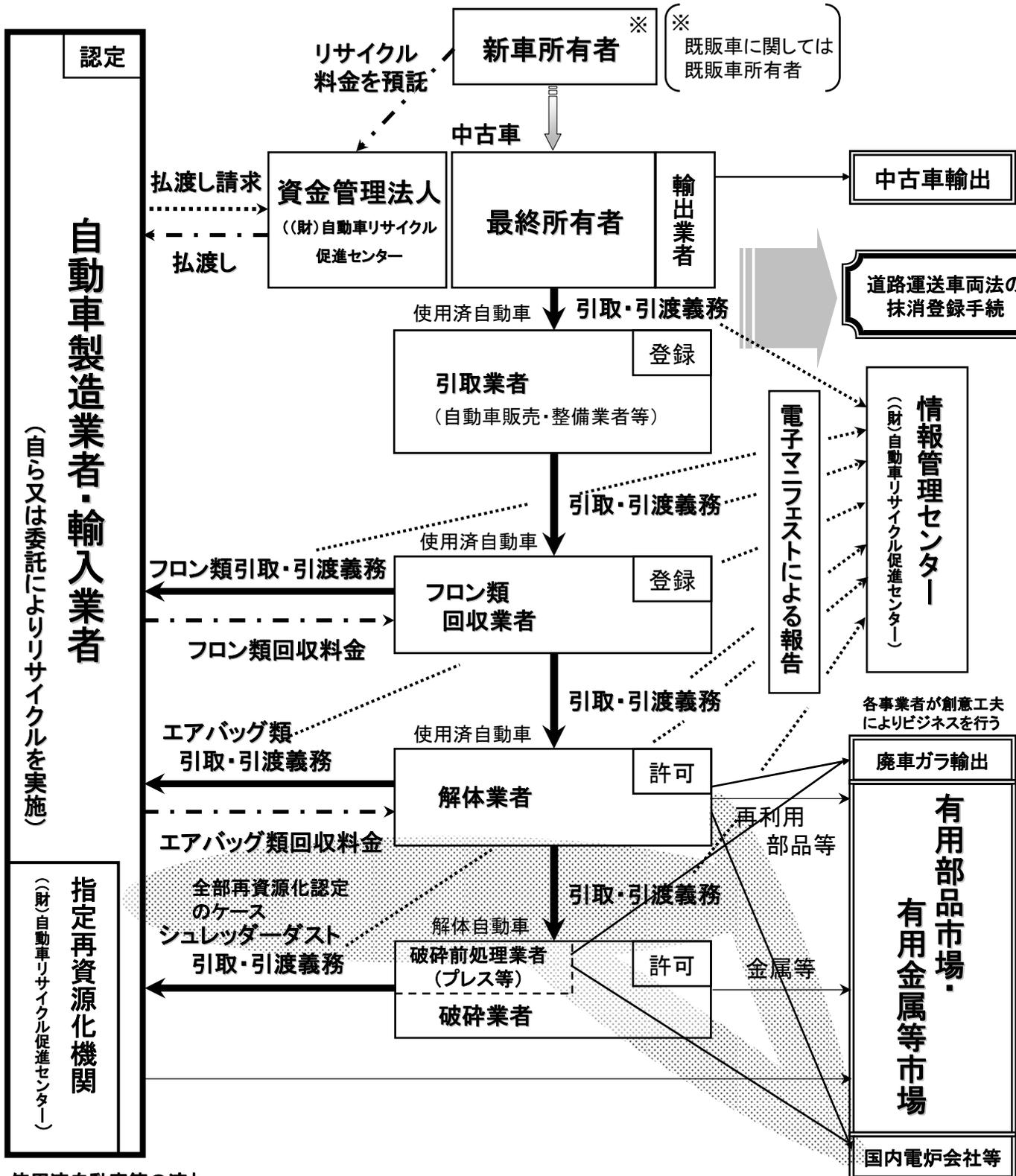
自治体や関連業者等から(財)自動車リサイクル促進センターに寄せられた意見・要望に基づいて、リアルタイム化等の自治体における報告徴収機能の強化、事業者にとっての利便性向上等を引き続き図っていく。

④ユーザーへの広報活動の展開

リサイクル預託金の使途、ユーザーとして廃車時に確認が必要なこと、修理時等での中古部品の利用方法、違法業者・不法投棄問題などへの理解促進を行う。

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称:自動車リサイクル法)



使用済自動車等の流れ

金の流れ

情報の流れ

※ リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関((財)自動車リサイクル促進センター)が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん業務も実施。